

平成29年度 事業報告書

1. 概況

近年、経済のグローバル化は着実な進展を見せている。昨年7月には日・EU経済連携協定が大枠合意、12月には交渉が妥結され、またTPPについても、米国を除いた11か国によるいわゆるTPP11が昨年11月に大筋合意に至った。この他、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、アセアン経済共同体(AEC)など、メガFTAの創設や経済連携深化に向けた動きが、今後とも活発化していくことが予想される。

また、2014年11月に採択されたWTO貿易円滑化協定は、昨年2月、同協定を批准したWTO加盟国・地域がWTO全加盟国・地域の3分の2に達し、発効した。同協定には、貿易規則の透明性向上に関する措置や輸入手続の簡素化・迅速化に関する規則の整備等が含まれており、我が国企業の経済活動を後押しすることが期待される。

これらのメガFTA創設やWTO貿易円滑化措置からより大きなメリットを享受するためにも、国際貿易取引等に係る各種手続の簡素化、電子化の推進は重要であり、ASEANシングル・ウィンドウをはじめ国境を越えた電子データ交換のためのインフラ整備が進んでいるところである。経済のボーダーレス化の進展に伴う国際貿易の安全性と円滑化のためにも、国際貿易取引等にかかる各種手続の簡素化、電子化の推進がますます肝要となっている。

当協会は、昭和49年の創設以来、国連CEFACT¹の我が国唯一の窓口機関として、また、AFAC²の創設メンバーとして、国内外における貿易関係手続に関する国際標準化活動へ積極的に参画するとともに、我が国をはじめとする世界各国の貿易取引を巡る新たな制度等にかかる調査研究活動及び「日本輸出入者標準コード³」にかかる維持・管理業務を行ってきたところであるが、平成29年度に計画した各種事業についても、関係団体等のご協力を得て実施することができた。

¹ 国連CEFACTは、国連ECE/WP.4(貿易手続簡素化作業部会)が平成9年3月に発展的に改組されたもので、現在の正式名称は、The United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business(貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター)という。改組当初は、『行政、商業、運輸に関する手続及び実務簡素化センター』(Centre for the Facilitation of Procedures and Practices in Administration, Commerce and Transport)と呼んでいたが、平成12年3月、略号のUN/CEFACTはそのまま、その名称のみが変更されている。

² AFACは、Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business(貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会)といい、従来の「アジアEDIFACTボード(ASEB)」が、平成11年9月の第17回ソウル会議において発展的に改組され、AFACの略称はそのまま太平洋地域を加え、非政府組織として活動している。

³ 日本輸出入者標準コードは、昭和43年、日本船主協会がコンテナ化に対応するため開発した輸出入者符号表(いわゆる「船協コード」)が前身であり、昭和58年から当協会が保守・管理を行っている。

2. 事業計画等の承認

平成 29 年度事業計画及び収支予算については、平成 29 年 2 月 28 日（火）に開催された第 13 回理事会において決議され、その後平成 29 年 3 月 27 日（月）に開催された第 9 回評議員会において承認された。

3. 事業別活動

（1）広報等普及事業

平成 29 年度の広報等普及事業については、その具体的事業をイ 広報普及事業、ロ 制度・電子化調査研究事業、及びハ 国際機関との連携推進事業に区分し、それぞれの事業を以下のとおり実施した。

イ 広報普及事業

- ① 国連 CEFACT が推進する貿易関係手続の電子化及び電子商取引のための国際標準化の動向、各種勧告、我が国及び諸外国の法令、手続き、政策の動向等の情報を収集し、当協会が発行する広報誌（「月刊 JASTPRO」、月 1 回発行）及びホームページ上に編集・掲載するとともに、当協会の賛助会員及びこれらの動向等に関心を有する関係団体・機関、企業等に幅広く配布した。また、当協会の窓口での閲覧等を可能とするとともに、希望者に対して無償で配布した。
- ② （一社）全国中小貿易業連盟が兵庫・大阪において開催する時局講演会（2 地区で 134 名が参加）、その他関係団体が主催する会合等に、それぞれの要請に基づき講師を派遣し、メガ EPA の発効と特惠貿易実務（原産地規則）、貿易関係手続の簡素化・電子化等に関する説明を行った。
- ③ また、これまでの調査研究活動を通じ、貿易取引に関する「国際売買」、「物流（運送関連の保険を含む一連のサービス）」、「金融（決済と信用）」、そして「貿易管理（通関、貿易に関する規制など）」の 4 分野から構成される相互の関連性等について、これを分かり易く解説していくことが必要であるとの認識に立ち、早稲田大学の名誉教授で当協会調査委員会の委員長を長年務めている「椿弘次氏」にお願いし、「貿易の実務と理論」とのテーマにて、当協会の広報誌に連載（平成 26 年 9 月以降）した。

ロ 制度・電子化調査研究事業

平成 29 年度においては、制度・電子化調査研究事業として以下の 3 事業について、それぞれ実施した。

① 中南米における貿易取引等の電子化に関する調査

当協会は、これまで我が国との関係の深いアジア地域を中心に貿易取引等の電子化に関する調査を行ってきたが、平成 27 年度、28 年度においては、アフリカに焦点を当て、平成 27 年度はアフリカでの貿易取引に関する電子化の状況等、平成 28 年度はアフリカ各国が多重的に参加している「地域経済共同体」での貿易手続と電子化の実態等について調査を実施し、報告書にまとめ、関係業界等へ情報提供を行った。

平成 29 年度においては、さらにその調査対象地域を拡げ、我が国との間で経済連携協定を締結しているメキシコ、チリ、ペルー、さらには我が国を含め 49 か国がオブザーバーとして参加している「太平洋同盟」など、日本企業の進出が増加している中南米に焦点をあて、同地域での主要な貿易取引等に関する電子化の状況等を調査した。

具体的には、中南米カリブ地域の人口が 100 万人以上の 22 か国及びプエルトリコ自治区について、シングル・ウィンドウあるいはこれに類するシステム及びその使用環境について調査するとともに、同地域の地域経済共同体及びこれらの共同体における参加各国のシングル・ウィンドウなどの貿易関連システムの相互連携の現況について調査を行い、報告書にまとめ、関係業界等に情報発信を行った。

② TPP 協定の利活用促進のための調査とその情報提供(原産地手続等)

我が国はすでに 15 の経済連携協定を締結しており、平成 29 年度においては、平成 29 年 12 月に日・EU 経済連携協定の交渉が妥結され、TPP についても、米国を除いた 11 か国によるいわゆる TPP11 が平成 30 年 3 月に署名に至った。貿易に関して経済連携協定のメリットを最大限享受するためには、協定ごとに定められている原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けられるための手続き等についての理解が求められ、専門家等による輸出入者への丁寧な説明が必要となる。そのため、原産地規則に関し、当協会のホームページへの論文、エッセイの掲載、業界団体への講演等を実施し、関係業界等へ情報発信を行った。

また、平成 30 年 2 月、「メガ EPA の動向－TPP11 と日 EU EPA」をテーマに、外務省元経済連携協定交渉官を講師としてセミナーを開催した。

③ 国連 CEFACT 日本委員会の活動に対する支援

国連 CEFACT 日本委員会 (JEC⁴) は、我が国において国連 CEFACT が開発する勧告や標準の普及・促進活動を支援するための組織として平成 2 年に関係業界団体、企業等により設立された (当協会が事務局)。

国連 CEFACT 日本委員会は、総会を平成 29 年 7 月に、運営委員会を平成 29 年 6 月及び 30 年 3 月にそれぞれ開催し、また、JEC の下部組織である「国連 CEFACT 標準促進

⁴ JEC(UN/CEFACT Japan Committee) : 平成 19 年 6 月 25 日開催の EDIFACT 日本委員会 (JEC) 総会において、JEC の略称はそのままとし、フルネームを国連 CEFACT 日本委員会に改称するとともに規約の一部改正を行い現在に至っている。

委員会」を平成 29 年 5 月及び平成 30 年 2 月に開催した。当協会はその事務局として、国連 CEFACT 総会への対応の協議、国連 CEFACT が進める国際標準化に向けたプロジェクトや勧告（勧告第 16 号「国連 LOCODE」改定案）等に関する我が国関係業界の意見の集約等を実施するなど、所要の支援を行った。

なお、JEC の下には、当協会と関連が強い他の団体が事務局を務める「AFACT 旅行関連日本部会」及び「サプライチェーン情報基盤研究会」が設置されており、それぞれの活動が有効に機能するよう、各部会等が開催する委員会に可能な限り参画した。

ハ 国際機関との連携推進事業

平成 29 年度においては、国連 CEFACT はもとより、我が国の貿易相手国としてのウエイトが高いアジア太平洋地域の各国が加盟する AFACT 会合等、以下の会合へ参加し、その概要を要約の上、当協会の広報誌やホームページに掲載するとともに、賛助会員をはじめ、関係団体・機関、企業等に幅広く情報提供に努めた。

① 国連 CEFACT 総会等への参加

国連 CEFACT の総会は、年一回、ジュネーブにて開催され、また同フォーラム会議は、春季と秋季の年 2 回開催（ジュネーブ等）されている。

平成 29 年度の総会及びフォーラムは、以下のとおり開催され、それぞれの会合に専門家等を派遣し、国際標準の策定に向けた各種プロジェクトの進捗状況等に関する情報を収集した。

【第 23 回国連 CEFACT 総会（ジュネーブ・スイス）】

：平成 29 年 4 月 3 日（月）～4 日（火）

《トピック》

- 国連 CEFACT ビューロ副議長の改選（6 名から 8 名に増加）
- 国連 CEFACT 規約改訂の承認
- 国連 CEFACT 2017-2018 活動計画案の承認
- 新アジア・太平洋地区ラポータの選出

【第 30 回国連 CEFACT フォーラム（ローマ・イタリア）】

：平成 29 年 10 月 2 日（月）～6 日（金）

《トピック》

- ブロックチェーンに関するミニ・コンファランスの開催
- サプライチェーン参照データモデル
- IoT や WEB でキャプチャリングされるデータのプライバシーの扱い
- UN/EDIFACT 30 周年記念イベント（UN/EDIFACT 普及に貢献した世界各国の団体、個人が表彰され、日本からは JEC 委員の日本自動車工業会、国連 CEFACT 標準促進委

員会（JUS）委員の遠城秀和氏、元 JEC 委員、JUS 委員の鬼頭吉雄氏、及び当協会に感謝状が贈られた。）

② AFACT 会議への参加

当協会は、AFACT の創設メンバーとしてこれまでも AFACT の諸活動に積極的に参画してきた。

AFACT は、毎年度メンバー各国がホスト役を交替により担当し、年 2 回、中間会合（春季）と総会（秋季）を開催している。平成 29 年度は台湾がホストとなり、中間会合及び総会が台湾で開催された。

それぞれの会合の概要については、全体の概要はもとより、原産地証明書の電子化や旅行・観光等を検討内容とする「ビジネスドメイン委員会（BDC）」、サプライチェーン関連標準の開発や最新技術動向への対応を検討内容とする「基礎技術・手法委員会（TMC）」及び普及啓蒙活動への対応を検討内容とする「コミュニティ支援委員会（CSC）」での活動概要等を当協会の広報誌へ掲載するとともに、ホームページにも公表し、当協会賛助会員をはじめ関係団体・機関、企業等に幅広く広報した。

【第 35 回 AFACT 中間会議（淡水・台湾）】

：平成 29 年 4 月 19 日（水）～21 日（金）

《トピック》

- AFACT/国連 ECE 間の相互協力のための覚書（MoU）の締結
- サプライチェーンマネージメント EDI を拡張した新技術への対応

【第 35 回 AFACT 総会（台北・台湾）】

：平成 29 年 9 月 11 日（月）～13 日（水）

《トピック》

- 平成 30 年度 HOST をバングラデッシュとすることに決定
- 一年おきに発行の AFACT 年間（Year Book）の発行準備
- eASIA 賞の表彰（貿易円滑化と電子商取引、オープンデジタル政府、データドリブン価値創造、デジタル機械の創造的拡大の 4 分野について応募のあったプロジェクトの中から優秀なプロジェクトを審査して表彰した。また、当協会前業務第一部長の石垣充が AFACT の運営に功績があったとして表彰された。）

③ APTFF への参加

国連 ESCAP は、アジア開発銀行の協賛により、アジア太平洋地域の貿易円滑化と電子化を促進するため、平成 21 年以降、APTFF(Asia-Pacific Trade Facilitation Forum : アジア・太平洋貿易円滑化フォーラム)を開催している。平成 29 年度は平成 29 年 9 月 5 日(火)～6 日(水)の 2 日間ジョグジャカルタ(インドネシア)で 2 年ぶりに開催された。当協会から

の専門家の派遣は行わなかったが、会合に出席した参加者のアジア太平洋地域における貿易関係手続の電子化の進捗状況等についての参加報告を JASTPRO 広報誌に掲載した。

(2) 日本輸出入者標準コード事業

日本輸出入者標準コード（以下、「JASTPRO コード」という。）は、我が国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードであり、NACCS の利用者（税関、通関業者、船会社、航空会社、倉庫業者、運送業者、銀行等）は、この JASTPRO コードを入力することにより、貿易業者名等を識別して入出力や検索が可能となっている。

財務省・関税局は、平成 29 年 10 月の NACCS 第 6 次更改に併せ、それ以降の税関長に提出する輸出入申告等においては、国税庁が通知する「法人番号」に一本化する旨公表した。第 6 次更改以降についても、NACCS センターと連携を図りつつ、法人番号を補完するコードとして JASTPRO コードの運用が継続されることとなり、JASTPRO ではこれまで JASTPRO コードと法人番号の紐付作業を行ってきた⁵。

平成 28 年 3 月以降、NACCS センターはもとより関係 3 団体（日本通関業連合会、航空貨物運送協会、国際フレイトフォワードーズ協会）の協力を得て、JASTPRO コードを取得している輸出入者等（約 9 万 3 千社）に対し案内を送付し、「法人番号登録申請書」の提出を受けて、紐付け作業を実施してきた。さらに、平成 29 年 1 月から 3 月にかけて案内に対し回答のない者（案内が届かず返送されてしまった者を除く。）約 3 万社に対し再度案内を送付した。その後、9 月に一般社団法人日本通関業連合会を通じ、通関業者に対し、取引のある輸出入者で紐付の登録が行われていない法人への紐付の登録の懇請を依頼した。その結果、平成 29 年 9 月末までに 72,647 社（全法人登録社数の約 8 割）の紐付が完了し、第 6 次更改後の NACCS の業務には特段の支障もなく、スムーズに移行することができた。

なお、平成 30 年 4 月末の段階で、77,649 社（全法人登録者数の約 85%）について紐付が完了している。

(3) その他の事業

イ セミナー等開催事業

平成 28 年 2 月に TPP 協定が署名に至ったことから、TPP 協定の利活用促進のため、政府施策を念頭に原産地規則等に関する輸出入者への啓蒙・普及に向けた調査研究と関係企業等に対する情報提供を展開することを計画していた。しかしながら、TPP 協定の発効が当面見込めない状況となったため、TPP 協定の利活用促進のための情報提供(原産地手続等)については、時期を待つこととした。

⁵ 法人番号は、当該企業名等の表記方法が「和文表記」であり、一方、輸出入申告手続を受付ける NACCS は、「英文表記」であることを要件とするため、NACCS で法人番号を使用するためには「和文表記」を「英文表記」に変換する必要がある。このため当協会は、NACCS センターからの要請を受け、利用者が従来どおり JASTPRO コードを入力すれば、NACCS が英文表記と法人番号が対応した形で受理できるよう JASTPRO コード（英文表記）と法人番号とを紐付けた。

平成 29 年 12 月に日・EU 経済連携協定の交渉が妥結され、平成 29 年 11 月に米国を除いた 11 か国によるいわゆる TPP11 が大筋合意（平成 30 年 3 月に署名。）されたことから、「メガ EPA の動向—TPP11 と日 EU EPA」をテーマに、平成 30 年 2 月 22 日(木)、中央区八重洲に所在する TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンターにおいて「平成 29 年度 JASTPRO セミナー」を開催した。

今次セミナーにおいては、TPP11 及び日 EU EPA の交渉に最後まで携わった外務省元経済連携協定交渉官による、二つのメガ EPA の概要について講演が行われ、関係機関及び団体、商社、荷主、船会社、フォワーダー、IT 事業者等から約 150 名が参加した。日・EU 経済連携協定の交渉の妥結、TPP11 の大筋合意から間を置かず情報提供することで、時宜を得たセミナーの開催となった。

ロ 技術協力への支援事業

経済のグローバル化が進展し種々の経済連携協定が結ばれる中で、国際貿易関係手続の効率化、簡素化及び電子化は、一国だけで達成することは不可能であり、緊密な国際協力が必要不可欠である。このような状況下において、JASTPRO に対し、WCO（世界税関機構）が実施している技術協力事業（受入研修）・国際啓蒙活動（講師派遣）、JICA が実施している途上国税関職員に対する研修等への協力（講師派遣）要請等があった。これらの技術協力事業への支援・協力は、国際的に貿易関係手続の簡易化を推進し、ひいては途上国における日系企業の貿易活動の促進にも裨益するものであることから、積極的に当協会業務二部長を派遣し、以下の支援・協力を行った。

○WCO 主催 世界原産地会議での講演（アジスアベバ・エチオピア）

：平成 29 年 5 月 3 日（水）～4 日（木）

《トピック》原産地規則の将来について

○ベトナム産業貿易省及びアセアン事務局共催 中小企業者の輸出能力創出及び強化のためのアセアン・トレーニング・コースでの講演（ホーチミンシティ・ベトナム）

：平成 29 年 12 月 13 日(水)～15 日（金）

《トピック》① 日アセアン包括的経済連携協定の概要及び中小企業者のグローバル・バリュー・チェーンにおける役割

② 日本への輸出及び日本における最近の貿易関連政策アップデート

○JICA 技術協力受入研修での講演（渋谷区幡ヶ谷）

：平成 30 年 2 月 5 日（月）

《トピック》特恵原産地規則における世界的傾向

○税関研修所主催関税技術協力研修での講演（千葉県柏市）

：平成 30 年 3 月 1 日（木）

《トピック》原産地規則における世界的傾向及び原産地規則の専門家として

ハ 受託調査事業

平成 29 年度については、当協会が実施可能なテーマでの調査事業のオファーがなかったため、受託調査事業は実施しなかった。

以上